第四十条第二項中「又は前払金」を「、前払金」に改め、「課税仕入れ」の下に「又は前払金に係る特定課税仕入れ」を加える。

第四十一条第一項第一号中「課税資産の譲渡等」の下に「（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）」を加える。

第四十二条第一項第二号中「第百六十一条第三号」を「第百六十一条第一項第七号」に改め、同項第四号中「資産の譲渡等」の下に「及び特定仕入れ（法第四条第一項に規定する特定仕入れをいう。次条第三号において同じ。）」を加える。

第四十三条第一号中「第百三十八条第三号」を「第百三十八条第一項第五号」に改め、同条第三号中「資産の譲渡等」の下に「及び特定仕入れ」を加える。

第四十五条の見出し中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、同条第一項中「第二十八条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第三項中「が課税資産の譲渡等」の下に「（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第四十八条第一項第一号中「の対価の額（」を「（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この条及び第五十三条第三項第一号において同じ。）の対価の額（」に改め、同項第二号中「課税資産の譲渡等」の下に「（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第五十三条第三項第二号において同じ。）」を加える。

第四十九条第一項に次の一号を加える。

三　特定課税仕入れに係るものである場合

第四十九条第二項中「を行う」を「（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条及び第五十四条第一項第一号において同じ。）を行う」に改める。

第五十六条第一項第一号中「課税資産の譲渡等」の下に「（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）」を加える。

第五十七条第一項中「第三十七条第一項」を「第三十七条第一項第一号」に、「同項」を「同項第一号」に改め、同条第二項中「第三十七条第一項」を「第三十七条第一項第一号」に改め、同項第一号中「課税資産の譲渡等」の下に「（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第三項中「第三十七条第一項」を「第三十七条第一項第一号」に改める。

第五十八条の次に次の一条を加える。

（特定課税仕入れに係る対価の返還等に係る帳簿の記載事項等）

第五十八条の二　法第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、次に掲げる事項を帳簿に整然と、かつ、明瞭に記録しなければならない。

一　特定課税仕入れに係る対価の返還等（法第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等をいう。以下この項において同じ。）をした者の氏名又は名称

二　特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた年月日

三　特定課税仕入れに係る対価の返還等の内容

四　特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額

五　特定課税仕入れに係る対価の返還等である旨

2　前項に規定する事業者は、同項の規定により記録した帳簿を整理し、これをその閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には一月とする。次項において同じ。）を経過した日から七年間、当該事業者の納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

3　前項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から五年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存は、財務大臣の定める方法によることができる。

第六十五条第一号中「課税資産の譲渡等」の下に「（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第六十八条において同じ。）及び特定課税仕入れ」を加える。

第六十六条を次のように改める。

（特定課税仕入れに係る消費税額に控除不足額が生ずる場合の申告書の記載事項）

第六十六条　法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額がなく、かつ、同項第三号イに掲げる消費税額が特定課税仕入れに係る消費税額（法第三十条第一項に規定する特定課税仕入れに係る消費税額をいう。）のみに係るものである課税期間における法第四十五条第一項の規定による申告書については、同号イに掲げる消費税額は零として、当該申告書に記載しなければならない。

第六十八条第一項第一号及び第二項中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

第七十五条第一項第六号イ(3)を同号イ(4)とし、同号イ(2)を同号イ(3)とし、同号イ(1)の次に次のように加える。

(2)　法第三十条第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額並びに同項に規定する特定課税仕入れに係る消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。）の合計額（第四項において「特定課税仕入れに係る支払対価等の額」という。）に係る支出

第七十五条第四項第一号イ中「支払対価の額」の下に「、特定課税仕入れに係る支払対価等の額」を加え、同項第二号イ中「又は」を「、課税資産の譲渡等にのみ要する特定課税仕入れに係る支払対価等の額又は」に改め、同号ロ中「又は」を「、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する特定課税仕入れに係る支払対価等の額又は」に改める。

第七十六条第四項中「及び第三項」の下に「、第五十八条の二第二項及び第三項」を、「と、第五十八条第二項」の下に「及び第五十八条の二第二項」を加える。

（消費税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

附則第三条中「をいう。」を「をいい、平成二十七年十月一日以後に国内において行った課税資産の譲渡等については、特定資産の譲渡等（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。次条第二項において同じ。）に該当するものを除く。次条第二項を除き、」に改める。

附則第四条第二項中「掲げる課税資産の譲渡等」の下に「（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）」を、「もの」の下に「（以下この項において「特定課税資産の譲渡等」という。）のうち特定資産の譲渡等に該当しないものとし、改正法附則第十六条第一項において準用する改正法附則第五条第二項に規定する政令で定める特定課税仕入れは、特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。次項及び附則第十三条第一項において同じ。）のうち他の者から受けた特定課税資産の譲渡等に該当するもの」を加え、同条第三項中「課税資産の譲渡等」の下に「又は特定課税仕入れ」を、「権利」の下に「又は支払義務」を加え、「平成二十七年十月三十一日」を「平成二十九年四月三十日」に改める。

附則第五条第一項中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年十月一日」に改める。

附則第十二条中「「第十六条」を「「第十六条の二まで」に改める。

附則第十三条第一項中「につき」を「又は特定課税仕入れにつき」に改め、「をいう。」の下に「以下この項及び」を、「末日」の下に「又は当該特定課税仕入れの費用の支払をすべき課税期間の末日」を加え、「に係る」を「又は特定課税仕入れに係る」に改める。

附則第十四条第一項中「支払対価の額」の下に「、同号イ(2)に規定する特定課税仕入れに係る支払対価等の額」を加え、「同号イ(2)」を「同号イ(3)」に、「同号イ(3)」を「同号イ(4)」に改める。